

# 千葉県医療審議会医療対策部会 次第

日時：平成29年6月2日（水）

医療審議会総会終了後

場所：千葉県教育会館新館501会議室

## 1 開 会

## 2 千葉県保健医療担当部長挨拶

## 3 議 事

- (1) 部会長選出
- (2) 医師修学資金貸付制度等について
- (3) 医師不足病院医師派遣促進事業について
- (4) その他

## 4 報 告

専門医制度に係る経緯と最近の動向について

## 5 閉 会

# 千葉県医療審議会医療対策部会 座席表

日時:平成29年6月2日(金)  
 医療審議会終了後  
 場所:千葉県教育会館 新館5階  
 501会議室

田畑陽一郎 委員  
 部長  
 土橋正彦 委員  
 川越一男 委員

山本 修一 委員	○		○	○	○	○	松岡かおり 委員
星野恵美子 委員	○						
中村 伸枝 委員	○						
能川 浩二 委員	○						
亀田 信介 専門委員	○					○	吉田 象二 委員
福山 悦男 専門委員	○					○	木村 章 委員
藤澤 武彦 専門委員	○					○	梶原 優 委員
杉浦 信之 専門委員	○					○	永井 俊秀 委員
						○	上原 和男 委員

(報道関係者・傍聴者)

(事務局)

○	○	○	○	○	○	○	○
田畑陽一郎	医療推進課長	板倉医師確保・地域医療整備課長	海宝課長	部長	古元保健医療担当	神部課長	健康福祉政策課長
野澤福室長	健康福祉政策課長	松尾課長	病院局経営管理課長	若林医師・看護師確保	病院局経営管理課	対策室長	看護師確保
医療整備課	健康福祉政策	病院局	経営管理	看護師確保	看護師確保		

司会

--	--	--	--	--

柱

(関係課担当者)

柱

(関係課担当者)

入口

(受付)

# 千葉県医療審議会医療対策部会委員

平成29年6月2日現在

委員区分	No	氏名	役職名
医師	1	田畑 陽一郎	(公社)千葉県医師会会長
	2	土橋 正彦	(公社)千葉県医師会副会長
	3	川越 一男	(公社)千葉県医師会副会長
	4	松岡 かおり	(公社)千葉県医師会理事
	5	吉田 象二	(公社)全国自治体病院協議会千葉県支部長
	6	木村 章	(一社)千葉県民間病院協会理事長
	7	梶原 優	(一社)日本病院会千葉県支部監事
医療を受ける立場	8	志賀 直温	東金市長
	9	岩田 利雄	東庄町長
	10	永井 俊秀	千葉県国民健康保険団体連合会常務理事
	11	上原 和男	健康保険組合連合会千葉連合会会長
学識経験者	12	山本 修一	国立大学法人千葉大学医学部附属病院院長
	13	加藤 誠	成田赤十字病院院長
	14	星野 恵美子	(公社)千葉県看護協会会長
	15	中村 伸枝	千葉大学大学院看護学研究科長・看護学部長
	16	能川 浩二	(独)労働者健康安全機構千葉産業保健総合支援センター所長
専門委員	17	亀田 信介	亀田総合病院院長
	18	福山 悦男	(公社)千葉県国民健康保険直営診療施設協会副会長
	19	藤澤 武彦	(公財)ちば県民保健予防財団理事長
	20	杉浦 信之	(独)国立病院機構千葉医療センター院長
計	20		

## 千葉県医療審議会運営要綱

### (目的)

- 第1 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）に基づく、千葉県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会長及び副会長)

- 第2 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は会務を総理する。
  - 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

### (会議)

- 第3 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。
  - 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

- 第4 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

医療法人部会	医療法人の設立・解散・合併及び分割の認可等に関する事項 社会医療法人の認定等に関する事項 地域医療連携推進法人の認定等に関する事項
病院部会	病院の開設・増床等の取扱いに関する事項 地域医療支援病院の名称の承認等に関する事項
地域保健医療部会	千葉県保健医療計画に関する事項
医療対策部会	地域における医師等の確保に関する事項

- 2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じてその他の部会を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長及び会長が指名した者とする。  
なお、千葉県組織規程第146条第2項の定めによる補欠委員は、前任者が所属していた部会に属するものとする。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 第3の規定は、部会に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- 6 部会における決議は、これを審議会の決議とする。ただし、部会長が必要と認めたときは審議会に付するものとする。

#### (庶務)

第5 審議会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

なお、医療法人部会、病院部会及び医療対策部会の庶務は、健康福祉部医療整備課において処理する。

#### (雑則)

第6 以上のほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63年11月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成4年7月7日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成6年11月21日から施行する。
- 4 この要綱は、平成9年3月17日から施行する。
- 5 この要綱は、平成11年9月17日から施行する。

- 6 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成18年12月27日から施行する。
- 8 この要綱は、平成28年11月22日から施行する。ただし、第4の医療法人部会の調査審議事項のうち、地域医療連携推進法人の認定等に関する事項は平成29年4月2日から施行する。